

# 令和4年度予算と補助事業を読み解く

# 令和4年度再エネ関連予算の方向性

カーボンニュートラルの実現に向けた環境省予算が積み増されており、再エネ関連は全体として拡大傾向にある

- **環境省**は自家消費やNon-FITを軸にしたハードウェア導入支援予算が引き続き拡大している
- **経済産業省**はFIT/FIP以外は限定的な支援メニューに止まる
- **農林水産省**はみどりの食料システム戦略関連予算が中心
- **令和3年度補正予算で令和4年度事業が前倒し実施されているメニューもあり、予算の組み替えなどに注意が必要**

# 経済産業省

## 令和3年度補正並びに令和4年度予算

**I. 福島の実質的な復興 【1,058→977(+881)】**

**廃炉・汚染水・処理水対策の安全かつ着実な実施 【(+476)】** ※一般会計補正予算を含む

- 東京電力福島第一原子力発電所の燃料デブリ取り出しにおける作業開始後の規模拡大に向けた技術開発や、ALPS処理水分析に必要な設備等の整備【(+176)】
  - ALPS処理水の海洋放出に伴う需要対策として、水産物の販路拡大等を基金によって支援【(+300)】
- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針(平成28年12月閣議決定)」の着実な実施 【470→470】**
- 除染土壌の中間貯蔵の実施に係る原子力損害賠償・廃炉等支援機構への交付金

**福島新エネ社会構想等の実現に向けた取組の推進 【588→507(+405)】**

- 福島県内の更なる再エネ導入拡大に向け、共用送電線や再エネ発電設備の導入支援、福島再生可能エネルギー研究所(FREA)の再エネに係る拠点としての機能強化【52→52】
- 福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)における水素製造コスト低減等に資する水電解等の技術開発や、周辺での水素利活用を通じた水素社会モデル構築の実証【73→73】
- 福島ロボットテストフィールドを活用し、ドローンのレベル4(有人地帯での目視外飛行)実現後を見据えた、ドローンや空飛ぶクルマの性能評価手法や運航管理技術の開発【29(新規)】

**II. 2050年カーボンニュートラル/2030年GHG排出削減目標の実現に向けたエネルギー基本計画の実現等による「経済」と「環境」の好循環 【6,865→6,550(+3,162)】**

**1. イノベーション等の推進によるグリーン成長の加速 【4,277→4,176(+2,091)】**

**エネルギー効率率の向上 【1,334→1,176(+267)】**

- ◎先進的な省エネ設備の導入推進【325→253(+100)】
- 次世代型ZEHの普及や、大規模建築物のZEB化に向けた実証【84→81】
- 「省エネ技術戦略」に基づく2050年を見据えた、省エネ技術開発支援【80→75】

**クリーンエネルギー自動車の導入拡大【486→473(+1,375)】**

- ◎クリーンエネルギー自動車の導入加速と充電インフラや水素ステーションの戦略的な整備【265→245(+375)】
- 先端的な蓄電池の生産技術等を用いた大規模製造拠点の立地や研究開発を基金によって支援【(+1,000)】
- EVの航続距離倍増を実現可能とする全固体電池の2030年実用化等を目指した次世代電池の基盤的技術開発【50→46】

**再エネの最大限導入 【1,147→1,219(+379)】**

- (洋上風力)事業実施に必要な気象・海象に関する基礎調査や、着床式を中心とした技術開発、人材育成の支援等【83→75】
- (地熱)環境省と連携した自然公園等での資源量調査【110→127】
- ◎(太陽光)用途拡大等に資するタンデム技術開発や需要家主導による導入促進等【33→156(+135)】
- (系統)系統用蓄電池等導入や海底直流送電網整備調査【(+180)】

**2. 脱炭素化と資源・エネルギー安定供給確保との両立 【2,721→2,528(+1,181)】**

**分散型エネルギーによる効率的なエネルギー利用・レジリエンス強化 【80→54(+30)】**

- 再エネ導入拡大や電力需給ひっ迫等の緩和に資する蓄電池等の地域の分散型エネルギーリソースを束ねて電力市場等で活用するための技術実証【45→46】
- ◎地域再エネ等のエネルギーの地産地消とレジリエンス強化に資する地域マイクログリッドの構築を支援【35→8(+30)】

**資源・エネルギーの安定供給確保 【2,376→2,266(+40)】**

- ◎石油・天然ガスの安定供給確保のためのリスクマネー供給、上流開発の脱炭素化や将来的な水素/アンモニアや、CCS適地の確保に向けた技術開発実証、資源国との協力等【595→493(+40)】
- EV用蓄電池や高性能モータ、半導体等、脱炭素化に欠かせない製品の製造に必要なレアメタル・レアアース等の鉱物資源探査【19→19】
- 水素・アンモニアの原料にもなり得る砂層型・表層型メタンハイドレートや、海底熱水鉱床等の国産海洋資源の商業化に向けた調査・技術開発【352→366】
- 供給途絶リスクに備えた石油・LPガスの備蓄制度の着実な実施【1,274→1,251】

**燃料供給体制の強靱化と脱炭素化取組の促進 【283→227(+1,111)】**

- ◎製油所等における生産性向上やレジリエンス強化に向けた設備投資及び脱炭素化に向けた実証・技術開発等を支援【122→75(+70)】
- ◎地域のエネルギー供給を担うSSを維持するための先進的事業モデル構築や脱炭素社会に向けた設備投資支援、災害対応能力強化に資する地下タンクの入換・大型化及び避難所等の社会的重要なインフラへの燃料タンクや自家発電設備等の導入等の支援【69→57(+241)】
- 原油価格高騰がコロナ下からの経済回復に水を差さないよう、時限的・激変緩和措置として、燃料油に係る負担軽減措置を実施。【(+800\*)】 ※うち300億円は予備費で計上

**安全最優先の再稼働  
原子力イノベーション  
【1,314→1,249(+20)】**

- 原子力立地地域の着実な支援(立地地域の実情に応じた再エネ導入等の地域振興策の推進)【1,158→1,090】
- ◎仏・米と協力した高速炉や小型軽水炉(SMR)等の技術開発や、原子力人材・産業基盤の維持・強化【93→91(+20)】
- 高温ガス炉における水素大量製造技術の開発・実証【7(新規)】

**火力脱炭素化に向けた  
CCUS/カーボンリサイクル  
技術開発【479→539(+40)】**

- 2020年代半ばの確立を目指した、CO2を原料としたコンクリート材料やメタネーション等の技術開発等【162→170】
- 2030年のCCS商用化に向け、苫小牧CCUS拠点におけるCO2長距離輸送実証の本格化や、メタノール合成への展開【60→82】

**水素/アンモニアの  
社会実装加速化  
【955→989(+485)】**

- 2030年を見据えた、水素利用拡大につながる燃料電池・水電解装置の基盤技術開発強化、工場・港湾等での水素社会モデル構築実証【140→152】
- 2020年代半ばの確立を目指した、石炭火力へのアンモニア混焼の実証【162→170】(再掲)

さらに、2050年を見据えた長期に渡る研究開発・社会実装にコミットする企業等に対し、「グリーンイノベーション基金」で大規模かつ継続的に支援し総力を挙げて取り組む

# クリーンエネルギー自動車導入促進等補助金

## 令和4年度予算案額 155.0億円（155.0億円）

(1)製造産業局 自動車課  
(2)製造産業局 自動車課  
素材産業課  
金属課  
商務情報政策局 電池産業室

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 我が国のCO2排出量の約2割を占めている運輸部門のCO2削減のため、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及が重要です。加えて、安全性を向上させる高度な機能や、災害に非常用電源としても活用できる機能を有した車両もあり、クリーンエネルギー自動車の普及は、社会全体のレジリエンス等向上にも重要です。
- また、こうした自動車の電動化等の鍵となる蓄電池について、安定・強靱なサプライチェーンを構築することが不可欠です。
- 本事業では、(1)初期需要の創出・量産効果による価格低減のため、クリーンエネルギー自動車の購入費用の一部、(2)車載用をはじめとした国内の蓄電池のサプライチェーン強靱化のため、建物・設備への投資及び生産技術等に関する研究開発費用の一部、を補助します。

#### 成果目標

- 令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、「グリーン成長戦略」等における、2035年までに新車販売に占める乗用車を電動車100%とする目標の実現に向け、クリーンエネルギー自動車の普及を促進します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### (1) クリーンエネルギー自動車導入事業



#### (2) 蓄電池の先端生産技術導入・開発促進事業

- 先端的な蓄電池・材料の生産技術、リサイクル技術を用いた大規模製造拠点を国内に立地する事業者に対し、そのために必要となる建物・設備への投資及びこうした生産技術等に関する研究開発に要する費用を補助します。

# 地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金

令和4年度予算案額 **7.8億円 (34.7億円)**

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 地域の再生可能エネルギーの活用は、地域の効率的なエネルギー利用、地域振興、非常時のエネルギー源確保に効果的です。系統線活用型の面的利用システムは、自営線と比較し工事の小規模化等が期待されますが、実例がないことに伴う、技術面の知見不足、収益面の事業リスクが不透明なことが自立的普及の妨げとなっています。
- 2022年度より開始予定の配電事業が創設され、また福島新エネ社会構想では再エネの地域循環モデルの構築が掲げられるなど、地域の再エネを活用する事業への期待が高まっています。
- 本事業では、配電ライセンスの令和4年度からの施行も見据え、地域で分散型エネルギーリソースの価値を活用する地域マイクログリッドの着実な構築を目指します。

### 成果目標

- 令和4年度までの12件程度の先例モデル構築を通じて、地域マイクログリッドの制度化及び自立的拡大を目指します。また、このような地域共生の取組を毎年5件程度顕彰し全国展開を図ることで、再エネ事業における地域共生の取組の定着を目指します。

### 条件 (対象者、対象行為、補助率等)



## 事業イメージ

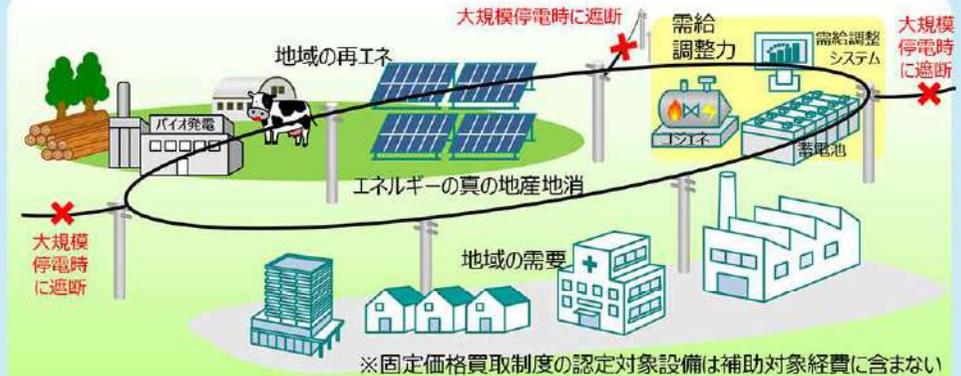
### (1) 再生可能エネルギー等を活用した地域マイクログリッド構築支援事業

#### (1) - 1 構築事業

- 地域にある再生可能エネルギーを活用し、平常時は下位系統の潮流を把握し、災害等による大規模停電時には自立して電力を供給できる「地域マイクログリッド」を構築しようとする民間事業者等に対し、構築に必要な費用の一部を支援します。【補助率：2/3以内】

#### (1) - 2 導入プラン作成事業

- 地域マイクログリッド構築に向けた導入可能性調査を含む事業計画「導入プラン」を作成しようとする民間事業者等に対し、プラン作成に必要な費用の一部を支援します。【補助率：3/4以内】



### (2) 地域共生型再生可能エネルギー顕彰事業

- 地域に根差し信頼される再生可能エネルギーの拡大を目的に、地域共生に取り組む優良事業を顕彰します。また、当該取組の全国への普及展開のための広報活動を実施します【委託】

# 省エネルギー設備投資に係る利子補給金助成事業費補助金

## 令和4年度予算案額 12.3億円（12.3億円）

### 事業の内容

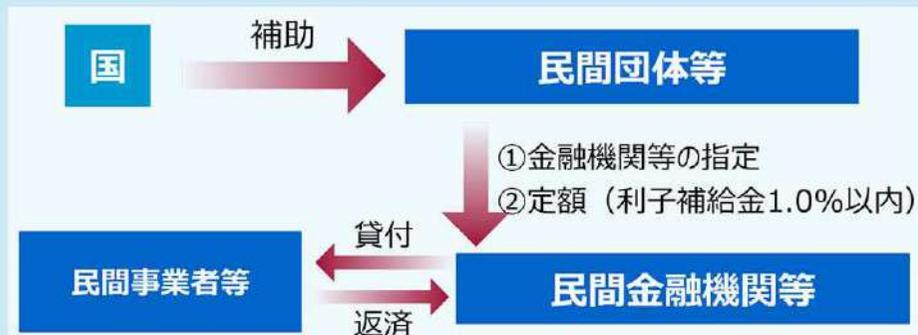
#### 事業目的・概要

- 省エネ設備の新規導入や、省エネ取組のモデルケースとなり得る事業等に対して支援を行い、資金調達が障壁になり二の足を踏んでいる事業者の省エネ投資を促進します。
- 具体的には、新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、民間金融機関等から融資を受ける事業者に対して利子補給を行います。

#### 成果目標

- 平成24年度から令和7年度までの事業であり、令和12年度までに本事業含む省エネ設備投資の更なる促進により、原油換算で2,155万klの削減を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 支援対象事業例① 既設工場への新たなボイラーの増設



増設



#### 支援対象事業例② 新設ビルへの設備導入

高効率照明



高効率空調



導入



新設ビル

#### 支援対象事業例③ ソフト面での省エネ取組

エネルギーマネジメントシステム



導入



# 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金

## 令和4年度予算案額 125.0億円（新規）

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

- 2030年の長期エネルギー需給見通しや野心的な温室効果ガス削減目標の実現に向けては、再エネの拡大・自立化を進めていくことが不可欠です。また、需要家である企業等もSDGs等の観点から、いわゆるRE100をはじめとした事業活動に再エネの活用を求められる状況にあります。
- こうした中で、特に、需要家が活用しやすく導入が比較的容易な太陽光発電の利用拡大が期待されます。しかし、需要家による太陽光発電の活用は道半ばであり、現時点で必ずしも自立的な導入拡大が可能な状況には至っていません。
- こうした状況を踏まえ、例えば、発電された電気を長期的に利用する契約を締結することなどにより、需要家が主体的に発電事業者と連携して行う太陽光発電設備の導入を支援し、こうしたモデルの確立・拡大を促します。

#### 成果目標

- 令和4年度から4年間を目途に継続して実施する事業であり、2030年の長期エネルギー需給見通しの実現に寄与する。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 非FIT/FIP・非自己託送による需要家主導型の導入促進

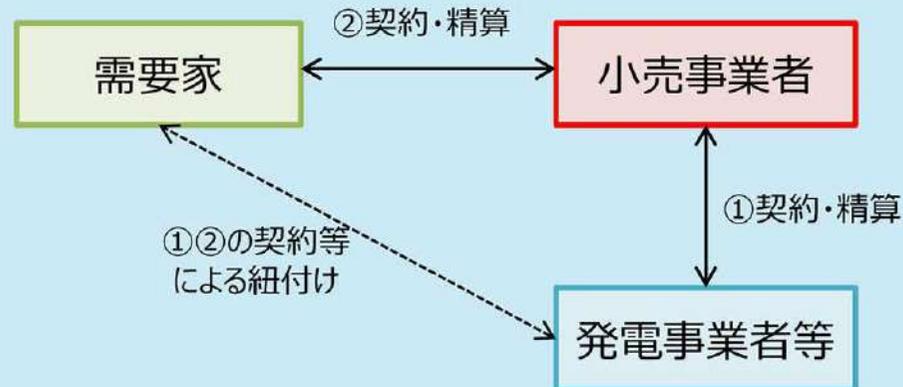
- 再生可能エネルギーの利用を希望する需要家が、発電事業者や需要家自ら太陽光発電設備を設置し、FIT/FIP制度及び自己託送によることなく、再生可能エネルギーを長期的に利用する契約を締結する場合等の、太陽光発電設備の導入を支援します。

#### 【主な事業要件例】

- ・一定規模（2MW）以上の新規設置案件※であること  
※同一の者が主体となった案件であれば、複数地点での案件の合計も可（1地点当たりの設備規模等についても要件化を検討）  
※需要地外（オフサイト）に設置され託送されるものであること
- ・FIT/FIPを活用しない、自己託送ではないこと
- ・需要家単独又は需要家と発電事業者と連携※した電源投資であること  
※一定期間（8年）以上の受電契約等の要件を設定。
- ・制度と同様に、将来的な廃棄費用の確保の方法、周辺地域への配慮等、FIT/FIP制度同等以上の取組を行うこと

等

#### 【対象事業スキームイメージ】



# 補足：改正省エネ法の見通しと 非化石エネルギー転換の拡大

**改正事項②**  
(非化石転換)**【課題と方向性②】 非化石エネルギーへの転換****【現行制度・課題】**

- 現在、民間主導の低炭素社会実行計画やRE100等の取組が進みつつあるが、産業界全体では、非化石エネルギーへの転換は道半ば。
- また、現行省エネ法では、非化石エネルギーを使用エネルギー（化石エネルギー）から控除しているものの、非化石エネルギーへの転換を促すための積極的な評価ができていない。

**【今後の方向性】**

- 今後は、一部の事業者の自主的な取組だけでなく、産業界全体で、非化石エネルギーへの転換を進めていくことが必要。その際、
  - 生産プロセスの見直しなど、中長期的視点での取組を足下から進めることが必要であること
  - コスト面や技術面で、化石エネルギーに比べて制約があることに留意し、過度な規制を設けるのではなく、事業者の創意工夫を促す形での対応を進めていく必要。
- 以上を踏まえ、省エネ法において、特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギー利用割合の向上）に関する中長期計画の作成や、非化石エネルギーの利用状況の定期報告等を求める制度を設ける。

**改正事項②**  
(非化石転換)

**【検討事項①】非化石エネルギーの利用割合向上の目標について**

- 非化石エネルギーについては、供給面・コスト面・技術面で制約があることに加え、業種ごとのエネルギーの使用方法によって利用状況に差がある。例えば、燃料・熱を主に使う事業者は、電気を主に使う事業者に比べて非化石エネルギー利用率を向上させにくいといった性質がある。
- こうした技術的かつ経済的な観点を踏まえると、非化石エネルギーの目標については、事業者ごとの実態を踏まえて設定することが必要となる。
- このため、まず、2030年度に向けては、事業者ごとに、国が定める判断基準に沿って、非化石エネルギーの利用割合を向上させる定量的な目標を設定してもらい、その達成を求めることとしてはどうか。
- この際、目標の達成に向けた計画については、毎年度の非化石エネルギーの利用割合を向上させるものや、数年ごとに非化石エネルギー利用率を向上させるものなど、事業者の取組の創意工夫を認めつつ、従前の省エネの枠組みと同様に、必要な場合には指導・助言を行うことで実行性を担保することとしてはどうか。

**【参考】非化石エネルギーへの転換（非化石エネルギー利用率の向上）の目標のイメージ**

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
A社	20%	28%	34%	44%	52%	60%
B社	20%	20%	20%	50%	50%	60%

事業者ごとに  
目標を設定

**改正事項②**  
(非化石転換)**【検討事項②】 非化石エネルギー（電気）の定義について**

- **非化石エネルギー**については、発電設備に混焼する**バイオマスや廃材、自家発太陽光発電電気、非化石証書付電気、クレジット価値**など、様々な形態が存在する。このため、省エネ法の非化石エネルギーへの転換の枠組みにおける**「非化石エネルギー」を定義することが必要**となる。
- この点、**現行省エネ法**は、**需要家自らの取組**により、**工場等における省エネを推進することを原則**としている。  
※例えば、J-クレジットの購入は、我が国全体の省エネに資する取組として購入した旨を国に報告することはできるが、需要家の省エネ量として換算（エネルギー使用量から控除）することは認めていない。
- こうした現行省エネ法の基本的考え方を踏まえると、**改正省エネ法における非化石エネルギーへの転換の枠組み**においても、①**自家発再エネ設備の設置等の需要家自らが非化石電源投資をする取組を評価することを原則**とする方向で検討を進めてはどうか。また、この際、②**オンサイト又はオフサイトPPA契約等による非化石電気の調達**についても、需要家の行動や、電源と需要地との位置関係において、**自家発再エネ設備の設置等と同視し得ることから、同様に評価**することも検討してはどうか。
- さらに、需要家の非化石エネルギーの利用の取組としては、①②の他に、**小売電気事業者が提供する再エネ電気メニュー等に基づく非化石電気の調達や、再エネ証書の購入等**も存在するため、こうした非化石エネルギーの利用に関する評価についても、今後検討することとしてはどうか。

# 環境省

## 令和3年度補正並びに令和4年度予算

# 予算編成の背景情報

# 2つのコア・ミッション

## 時代の要請への対応

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度温室効果ガス排出を2013年度比46%削減し、さらに50%の高みに挑戦。それを実現すべく、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への“3つの移行”を推進。

## 不変の原点の追求

環境庁創設以来、半世紀間の変わらぬ使命である「人の命と環境を守る」取組を追求。また、東日本大震災・原発事故から10年を経て未だ道半ばの復興・再生を全力で推進。

# 時代の要請への対応① | これまでの進展

- 2019年 12月 ● COP25で日本の石炭火力問題に批判集中
- 2020年 6月 ● 環境白書で「気候危機」を宣言
- 10月 ● 2050年までのカーボンニュートラル実現を宣言（総理所信表明）
- 11月 ● 衆参両院が「気候非常事態宣言」を決議
- 12月 ● 総理、環境・経産 両大臣にカーボンプライシング（CP）の検討指示
- 2021年 1月 ● 2035年までの新車販売 電動車100%実現を宣言（総理施政方針）
- 2月 ● 「ゼロカーボンシティ」表明自治体人口 1億人突破
- 3月 ● TCFD賛同企業数世界1位、SBT、RE100も世界2位（3月末時点）
- 4月 ● 2030年度までの温室効果ガス46%削減を表明（気候サミット）
- 5月 ● 改正地球温暖化対策推進法 成立
- 6月 ● 脱炭素先行地域100カ所 創出を表明（地域脱炭素ロードマップ）
- 6月 ● 排出削減策のない海外石炭火力への直接支援年内終了に合意（G7サミット）
- 6月 ● 「グリーン社会の実現」が4つの成長原動力の一つに。  
また、「再エネ最優先の原則」を明記。（骨太の方針）



各主体の行動は、この2年間で着実に変容 揃ってきた4つのピース

次の課題は **今までの延長線上ではない** 社会全体の **行動変容**

各主体の取組の更なる後押し / + ライフスタイルの転換の推進

# 時代の要請への対応② | 課題への挑戦

今までの延長線上ではない **社会全体の行動変容** に向けた施策の総動員

	カーボン・プライシング	ルール	予算・減税	体制強化
脱炭素社会		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 企業の削減取組等の<b>スタンダードを示す指針</b>の策定</li> <li>● <b>促進区域</b>の活用（改正温対法施行）による再エネ事業推進</li> <li>● <b>住宅に関するルールの強化</b>（省エネ基準義務化、太陽光促進）</li> <li>● <b>アセス制度</b>を通じた再エネ導入加速化・円滑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、民間事業者への出資制度</b>の創設</li> <li>● <b>中小企業等向け"CO2削減比例型"排出削減支援スキーム</b>の導入</li> <li>● <b>住宅のZEH化支援</b>（予算・税）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域脱炭素化の推進等<b>46%削減実現</b>のための体制（本省・地方事務所）</li> <li>● インド太平洋をはじめとした<b>世界の脱炭素移行</b>推進のための体制（本省）</li> </ul>
循環経済		<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>プラ資源循環法</b>の施行によるサーキュラー・エコノミーへの移行推進</li> <li>● <b>海洋プラごみ</b>に関する<b>国際枠組</b>の議論を主導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資源循環の財政支援の改良による<b>サーキュラー・エコノミー</b>への移行推進</li> <li>● <b>サステナブル・ファッション</b>の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>サーキュラー・エコノミー</b>への移行推進のための体制（本省・地方事務所）</li> </ul>
分散型社会		<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>30by30</b>達成に向けたOECMの仕組み作り</li> <li>● <b>外来生物</b>対策の見直し</li> <li>● 豊かな瀬戸内海実現に向けた新たな<b>管理制度</b>（改正瀬戸内法）の施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 改正自然公園法と連動し、<b>コロナ後も見据えた国立公園</b>の魅力最大化</li> <li>● <b>鳥獣管理</b>の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>国立公園・世界自然遺産管理、里海づくり</b>のための体制（地方事務所）</li> </ul>
分野横断		<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>ESG金融</b>を含むサステナブルファイナンスの推進と企業の取組促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>食とくらしの「グリーンライフポイント」</b>（仮称）の導入</li> <li>● EV、熱中症対策のエアコン等の<b>サブスク/シェアリング</b>普及支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 戦略的広報、WLB等推進のための<b>官房機能強化</b></li> </ul>

※ 下線付きはライフスタイルの転換に関する施策

# 不変の原点の追求

## 人の命と環境を守る 基盤的取組

- 水俣病、石綿に係る健康被害などに対する補償・救済の着実な遂行
- 災害時の廃棄物処理等への迅速な対応
- 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）等の推進
- 野生鳥獣の感染症対策やヒアリ等外来生物対策の推進
- 海岸漂着物対策の着実な推進
- 動物愛護管理の強化

## 東日本大震災からの復興・再生と 未来志向の取組

- 除染、中間貯蔵、汚染廃棄物処理、除去土壌再生利用実証事業等の着実な実施
- 県外最終処分に向けた再生利用等に関する全国での理解醸成活動の展開
- ALPS処理水放出に関する海域環境モニタリング
- 大熊町・双葉町等の復興加速化
- 福島県産「食」の応援を通じた支援
- 放射線の健康影響に関する風評の払拭を目指した取組の推進

# 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

## 脱炭素先行地域等に取り組む地方公共団体等を継続的に支援

- 「脱炭素先行地域」では民生部門の電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ等を2030年度までに実現
- 脱炭素先行地域での目標達成に向けた再エネ等設備、基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）導入等を支援
- また、全国で取り組むべき「重点対策」（自家消費型太陽光発電等）に先進的に取り組む地方公共団体等も支援

### 脱炭素先行地域への支援内容

#### 再エネ等設備



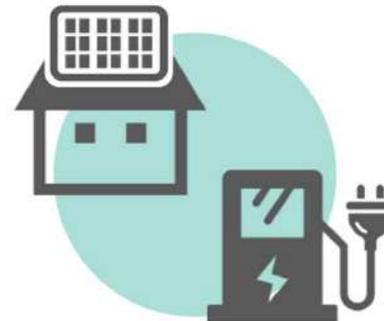
- 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入
- 再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等

#### 基盤インフラ設備



- 地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入
- 蓄エネ設備、自営線、熱導管、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等

#### 省CO<sub>2</sub>等設備



- 地域再エネ等の利用の最大化のための省CO<sub>2</sub>等設備の導入
- ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO<sub>2</sub>設備等

# CO<sub>2</sub>削減比例型中小企業向け支援事業

## CO<sub>2</sub>削減に応じた補助で、コロナ禍で戦う中小企業等を支援

- コロナ禍を乗り越え、脱炭素化に取り組む中小企業等の新たな設備投資を支援
- CO<sub>2</sub>削減量に比例した設備導入支援により、省CO<sub>2</sub>型設備の導入を加速化
- コロナ後のCO<sub>2</sub>排出量リバウンドを回避しつつ、グリーンリカバリーの実現を力強く後押し

### 補助のイメージ

#### 事例1：空調機+ヒートポンプ

旅館で高効率空調機とヒートポンプを更新



補助額	3,080万円 (CO <sub>2</sub> 削減量6,160t × 5,000円)
事業費	8,740万円
補助率	約35%

5000円/tCO<sub>2</sub>の  
補助が出ると…

#### 事例2：ボイラーの燃料転換

食品工場で重油から都市ガスボイラーに



補助額	1,015万円 (CO <sub>2</sub> 削減量2,030t × 5,000円)
事業費	3,520万円
補助率	約29%

【注記】「CO<sub>2</sub>削減量」は、年間CO<sub>2</sub>削減量×法定耐用年数。また、「事業費」は、補助対象経費ベース

# 食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」

## 環境配慮行動へのポイント発行でライフスタイル転換を推進

- 我が国の温室効果ガス排出の約6割は家計関連 ⇒ ライフスタイルの転換が必要
- グリーンなフード・ライフ（地産地消・旬産旬消等）など、環境に配慮した“くらし方”をポイントの対象に
- グリーンライフ・ポイントの発行に新たに取り組もうとする企業・地域に対し、必要な企画・開発・調整等の費用を支援し、ライフスタイル転換の波を創出

### 対象となる“グリーンライフ”のイメージ



- 地産地消・旬産旬消の食材利用
- 販売期限間際の食品の購入
- 食べ残しの持帰り (mottECO) など



- 高性能省エネ機器への買換え
- 節電の実施
- 再エネ電気への切替え など



- ファッションロス削減への貢献
- サステナブルファッションの選択
- 服のサブスクの利用 など



- プラ製使捨てスプーン・ストローの受取辞退
- ばら売り、簡易包装商品の選択
- リユース品の購入
- リペア(修理)の利用 など



- カーシェアの利用
- シェアサイクルの利用 など

【注記】 具体的にどのような場合にグリーンライフ・ポイントを発行するかは、各企業・自治体等の取組による。

# 公用車から「シェア用車」へ / エアコンもサブスクへ

## 所有から利用へ—エアコンとEVのサブスク/シェアリングを促進

- サーキュラー・エコノミー（CE）の進展には、「モノからコトへ」「所有から利用へ」がカギ
- エアコンのサブスクリプションやEVのシェアリングを支援し、CE型のビジネスモデルを後押し
- 同時に、熱中症予防とCO2削減に資する高性能エアコンや、脱炭素化に不可欠なEVの普及を強力に推進（環境省で「シェア用車」を率先実行）

### 支援対象のイメージ



サーキュラー・エコノミー  
の浸透を後押し



“製品売切り型”から“サービス提供型”への転換により、製品の長寿命化、回収・修理を通じた長期使用がより有効に



- CO2削減に資する高効率エアコンの普及促進
- (初期費用不要のエアコン敷設による) 高齢者、低所得者層等の熱中症予防推進
- 熱中症搬送者の減少によるコロナ禍中の医療機関の負担軽減

脱炭素化や社会課題の解決  
にも同時に貢献

- 脱炭素社会の実現に不可欠なEVの普及を後押し
- EVを市民と自治体でシェアリングすれば、財政負担の軽減と利便性向上を同時実現
- 再エネと“動く蓄電池”(=EV)を組合せた防災拠点化

# 個別支援メニュー 地域脱炭素関係

# 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和4年度予算(案) 20,000百万円(新規)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

## 1. 事業目的

我が国では、2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの主力電源化が求められている。本事業は、「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)及び地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)に基づき、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設け、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開することを目的とする。

## 2. 事業内容

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。

### 1. 脱炭素先行地域づくり事業への支援

(交付要件)

脱炭素先行地域に選定されていること 等  
(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

(対象事業)

再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象

### 2. 重点対策加速化事業への支援

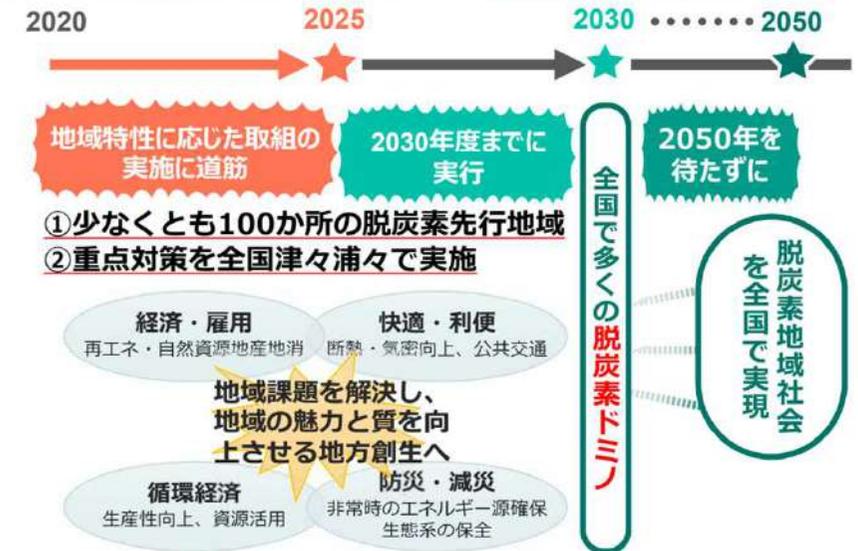
(交付要件)

屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(交付率: 脱炭素先行地域づくり事業 原則2/3※、重点対策加速化事業 2/3~1/3等)
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の自治体は一部3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

## 4. 事業イメージ



### <参考: 交付スキーム>



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進総括官グループ地域脱炭素事業推進調整官室 電話: 03-5521-8233

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)
対象事業	<p><b>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p><b>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b> 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p><b>②基盤インフラ整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p><b>③省CO2等設備整備</b> 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高機能・高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p><b>(2) 効果促進事業</b> (1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p><b>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</b></p> <p><b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</b> (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p><b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b> (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p><b>③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導</b> (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p><b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b> (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p><b>⑤ゼロカーボン・ドライブ※</b> (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る 〔①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。〕</p>
交付率	原則 2 / 3 ※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の自治体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5年程度	
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等も対象に含む	



屋根置き自家消費型  
太陽光発電



木質バイオマス  
のエネルギー利用



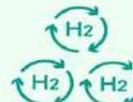
家畜排せつ物の  
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメント  
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の  
ZEB/ZEH



省エネ設備の  
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和4年度予算(案) 800百万円(1,200百万円)】

【令和3年度補正予算額 1,650百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」に基づき、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献するため、改正地球温暖化対策推進法と一体となって、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入には、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、住民との合意形成、再エネ需要の確保、持続的な事業運営など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、合意形成に関する戦略策定、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材育成に関する支援を行う。

## 4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

(1) ②円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(1) ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

(3) 地域の脱炭素化実装に向けたスタートアップ支援事業

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態 (1)間接補助(定率), (2)間接補助(定率), (3)委託事業

■ 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)  
(2)地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)(3)民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※(1)③は令和4年度～

お問合せ先: 環境省大臣官房 環境計画課 電話: 03-5521-8234、環境影響評価課 電話: 03-5521-8235

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、



## (1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

### 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入の道筋を明確にすることに加えて、地域での公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

### 2. 事業内容

#### ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する。

#### ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

#### ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

地域の脱炭素化を促進するにあたり、再エネの利用促進のため、未設置箇所（公共施設、ため池等）における発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討等を支援する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①②③定率3 / 4
- 補助対象 ①②地方公共団体、③地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
- 実施期間 令和3年度～令和5年度 ※（1）③は令和4年度～

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房環境計画課 電話：03-5521-8234、大臣官房環境影響評価課 電話：03-5521-8235

# 個別支援メニュー

建物省エネ関係 ZEB/ZEH支援

# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和4年度予算(案) 2,000百万円(5,000百万円)】  
【令和3年度補正予算額 7,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス(災害や感染症に対する強靱性の向上)と地域の脱炭素化を同時実現する。

## 2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①: 防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム(CGS)及びそれらの附帯設備(蓄電、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等)並びに省CO2型設備(高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む)等を導入する費用の一部を補助※2。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき施設(例: 防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など)

※2 補助率は、都道府県・指定都市: 1/3、市区町村(太陽光発電又はCGS): 1/2、市区町村(地中熱、バイオマス熱等)及び離島: 2/3 (注) 共同申請する民間事業者も同様

※3 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWhを補助(上限あり)。

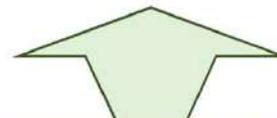
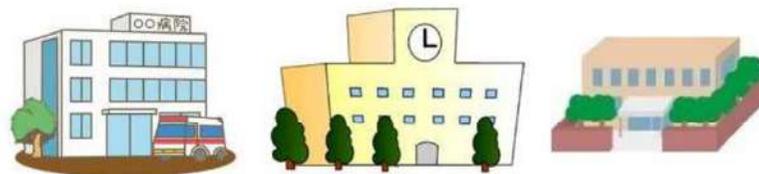
②: 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2(上限: 500万円/件)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等(エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定)
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 支援対象

### 公共施設等



### 地域のレジリエンス強化・脱炭素化

#### ①再生可能エネルギー設備・未利用エネルギー設備・コジェネレーション・蓄エネ設備



#### ③省CO2型設備等



# 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和4年度予算（案） 6,550百万円（6,550百万円）】

【令和3年度補正予算額 1,500百万円の内数】



## 戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援します。

### 1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

### 2. 事業内容

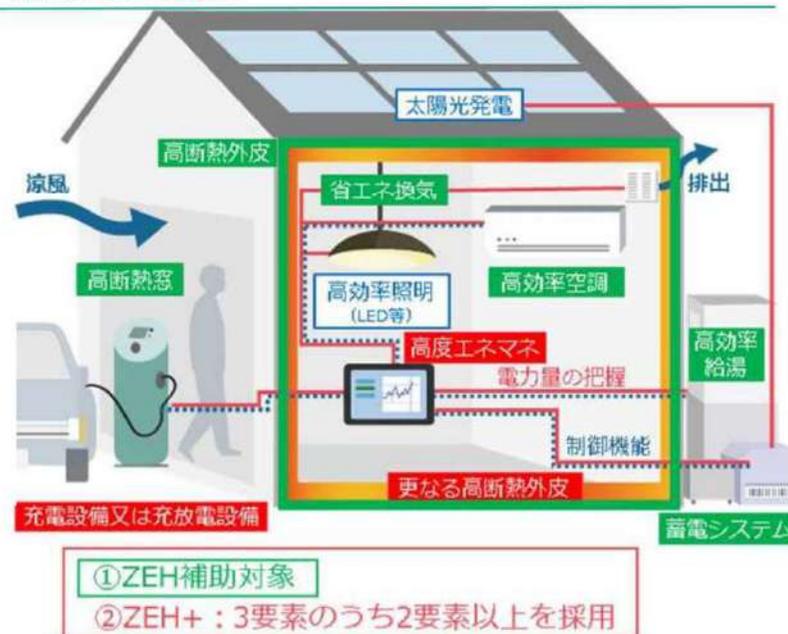
戸建住宅の高断熱化による省エネ・省CO2化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①戸建住宅（注文・建売）において、ZEH※の交付要件を満たす住宅を新築する者に対する定補助：55万円/戸
- ②ZEH以上の省エネ、設備の効率的運用等により再エネの自家消費率拡大を目指した戸建住宅（ZEH+）に対する定額補助：100万円/戸
- ③上記に系統連系対応型蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板）等）を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台）等
- ④既存戸建住宅の断熱リフォームに対し1/3補助（上限120万円/戸。蓄電池、電気ヒートポンプ式給湯機への別途補助）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 補助対象の例



※「ZEH」は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅です。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 電話：0570-028-341

# 集合住宅の省CO2化促進事業（経済産業省連携事業）



【令和4年度予算（案） 4,450百万円（4,450百万円）】

【令和3年度補正予算額 1,500百万円の内数】



集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

## 1. 事業目的

- ①エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH（ゼッチ）の更なる普及、高断熱化の推進。
- ②現行の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省CO2化。
- ③2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現。2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）に貢献。
- ④2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。

## 2. 事業内容

集合住宅の省エネ・省CO2化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

- ①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助：40万円/戸
- ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助：補助率1/3以内
- ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助：補助率1/3以内
- ④上記に蓄電池を設置、低炭素化に資する素材（CLT（直交集成板））を一定量以上使用、又は先進的再エネ熱利用技術を活用する場合に別途補助：蓄電池2万円/kWh（上限額20万円/台。一定の条件を満たす場合は24万円/台）、V2Hの導入等
- ⑤既存集合住宅の断熱リフォーム：1/3補助（上限15万円/戸）

※①②③について、水害等の災害時における電源確保に配慮された事業は、一定の優遇を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者等
- 実施期間 平成30年度～令和5年度

## 4. 補助対象の例

①低層ZEH-M



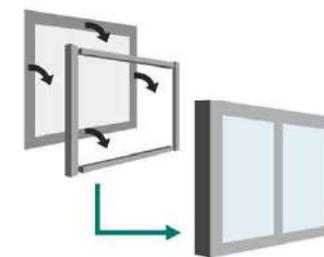
②中層ZEH-M



③高層ZEH-M



④蓄電池、CLT（Cross Laminated Timber；ひき板を繊維方向が直交するように積層接着したパネル。同面積のコンクリートと比較して軽い、施工が早いといった特徴を有する。）



⑤断熱窓への交換

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ライフスタイル推進室 電話：0570-028-341

# グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO2削減比例型設備導入支援事業



【令和3年度補正予算額 3,000百万円】

中小企業等へのCO2削減量に応じた設備等導入補助で、コロナ禍からの経済再生と脱炭素化を同時実現します。

## 1. 事業目的

コロナ禍を乗り越えて脱炭素化に取り組む中小企業等に対し、CO2削減量に応じた省CO2型設備等の導入を加速することで、企業の新たな設備投資を下支えし、電化・燃料転換等も促進しながら、我が国の持続可能で脱炭素な方向の復興（グリーンリカバリー）を促進し、コロナ前のCO2排出量のリバウンド回避をした上での、力強くグリーンな経済社会への移行を実現する。

## 2. 事業内容

①中小企業等による省CO2型設備等の導入に対して、以下の(A)(B)のうちいずれか低い額の補助を行う（補助上限5,000万円）。

(A) 年間CO2削減量×法定耐用年数×5,000円/tCO2\*（円）

\* 中小企業、省CO2型換気を導入する企業、グリーン冷媒使用設備を導入する企業は、7,700円/tCO2

(B) 総事業費の1/2（円）

※CO2削減量は、環境省指定の診断機関のCO2削減余地事前診断に基づく導入設備等による2019年比でのエネルギー起源CO2削減量。中小企業には診断費用の補助を行う。

※補助対象は、環境省が指定する設備等であって、単年度で導入完了可能なものに限る。LEDは支援対象とはしないが、他の補助対象設備とセットで導入した場合は、CO2削減量として計上。

※代行申請を可とする。

※事前診断によるCO2削減量を達成できない場合は再エネ電気切替え、外部隔断等を行う。

②本補助事業の運営に必要な、公正なCO2削減量の担保（各診断機関が実施したCO2削減余地の事前診断結果の検証）等の支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業 ②委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度

## 4. 事業イメージ

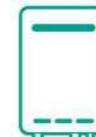
### 【事業の流れ】



### 【主な補助対象設備】



空調機



給湯器



冷凍冷蔵機器



ボイラ



省CO2型換気



EMS

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）



【令和4年度予算（案）5,500百万円（6,000百万円）】

【令和3年度補正予算額 7,500百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

- ① 2050年CN実現、そのための2030年46%減（'13比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO<sub>2</sub>改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- ② 建築物等において気候変動による災害激甚化や新型コロナウイルス等の感染症への適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。

## 2. 事業内容

- (1) 新築建築物のZEB化支援事業
  - ① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業
  - ② 新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
- (2) 既存建築物のZEB化支援事業
  - ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB実証事業
  - ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）
- (3) 既存建築物における省CO<sub>2</sub>改修支援事業（一部国土交通省連携）
- (4) 国立公園利用施設の脱炭素化推進支援事業
- (5) 上下水道・ダム施設の省CO<sub>2</sub>改修支援事業（厚生労働省、国土交通省、経済産業省連携）

※ (1) ①及び(2) ①は、他のメニューに優先して採択

※ 電力調達も勘案し再エネ100%となる事業は加算

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

### (1) 新築建築物のZEB化支援事業

#### ① レジリエンス強化型の新築建築物ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す。



### (2) 既存建築物のZEB化支援事業

#### ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

ZEBのさらなる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1) 新築建築物のZEB化支援事業



新築の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する新築建築物分野において、ZEB化を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

## 2. 事業内容

### (1) 新築建築物のZEB化支援事業

#### ①レジリエンス強化型の新築建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

②新築建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）  
ZEBの更なる普及拡大のため、新築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

#### ◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

#### ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- ・新耐震基準以前の建物の建替えを行う事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ・①は被災等により建替え・改修を行う事業

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業① 2/3～1/2（上限5億円） ② 3/5～1/3（上限5億円）
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

## 4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m <sup>2</sup> 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 3/5 ZEB Ready 1/2	『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 補助対象外
2,000m <sup>2</sup> ～ 10,000m <sup>2</sup>		『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3
10,000m <sup>2</sup> 以上	地方公共団体のみ対象 補助率は同上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 3/5 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 1/3 ZEB Oriented 1/3

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 既存建築物のZEB化支援事業



既存の業務用施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化に資する高効率設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

- 建築物分野の脱炭素化を図るためには、ストック対策が不可欠であり、CO2削減のポテンシャルも大きい既存建築物のZEB改修を促進し、2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 災害時の活動拠点となる業務用施設を中心に、エネルギー自立化が可能であって、換気機能等の感染症対策も兼ね備えたレジリエンス強化型ZEBの普及を図り、脱炭素化と地域におけるレジリエンス向上の同時実現を目指す。

## 2. 事業内容

### (2) 既存建築物のZEB化支援事業

#### ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業

災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携）  
ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

#### ◆ 補助要件等 (①) :

水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計であり、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等の導入、感染症対策のための省エネ型の第一種換気設備の導入、需要側設備等を通信・制御する機器の導入を補助要件とする。補助対象設備に一定要件を満たす車載型蓄電池等を加える。

#### ◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。

- CLT等の新たな木質部材を用いる事業
- ①は被災等により建替え・改修を行う事業

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（2/3（上限5億円））
- 補助対象 民間事業者・団体/地方公共団体一般
- 実施期間 ①令和2年度～令和5年度 ②平成31年度～令和5年度

## 4. 補助対象

延べ面積	補助率等	
	①	②
2,000m <sup>2</sup> 未満	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 補助対象外
2,000m <sup>2</sup> ～10,000m <sup>2</sup>	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000m <sup>2</sup> 以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 2/3

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業



既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

- ①テナントビル、既存の業務用施設等の省CO2改修を普及促進することで、ストック対策に貢献する。
- ②既存の業務用施設等の脱炭素化を促進し、将来の業務その他部門のCO2削減目標達成に貢献する。

## 2. 事業内容

- (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業（一部国土交通省連携）
- ①民間建築物等における省CO2改修支援事業：既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善により更なる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。
  - ②テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業やフロア単位で省CO2化を図る事業を支援。
- ※ ①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加点
- ③空き家等における省CO2改修支援事業：空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。
- ※ 省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成31年度～令和5年度

## 4. 補助対象

	補助申請者	補助対象経費	補助要件	補助率
①	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用 (補助上限5,000万円)	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築	1/3
②	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限4,000万円)	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結	1/3
③	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等） (補助上限なし)	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用	1/3

お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

## 個別支援メニュー

PPA活用等による地域の再エネ主力化

レジリエンス強化促進事業

# PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和4年度予算(案) 3,800百万円(5,000百万円)】  
【令和3年度補正予算額 11,350百万円】



再エネ導入・価格低減促進と調整力確保等により、地域の再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の創出等により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

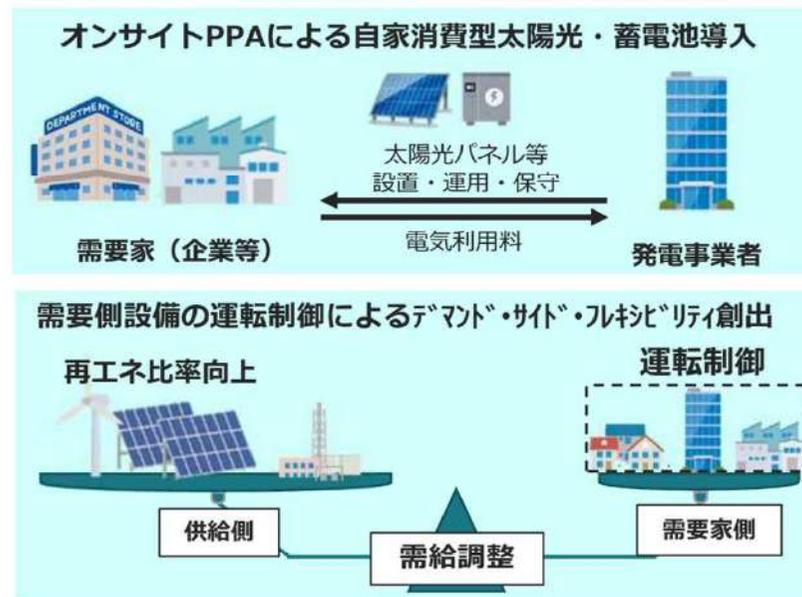
- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
  1. ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業
  - ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\* EVについては、(1)・(2)・(3)-1-①・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業(補助率: 3/4、2/3、1/2、1/3、定額) / 委託事業
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 (1)・(2)・(5)令和3年度~令和6年度、(3)・(4)・(6)令和2年度~令和6年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先: 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話: 0570-028-341

# PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (1)ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電や蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPAモデル等を活用した初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電設備や蓄電池の導入支援等を通じて、当該設備の価格低減を促進し、ストレージパリティの達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指す。

## 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用による防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。本事業では、オンサイトPPA等により自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元する事業者等に対して支援を行うことで、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

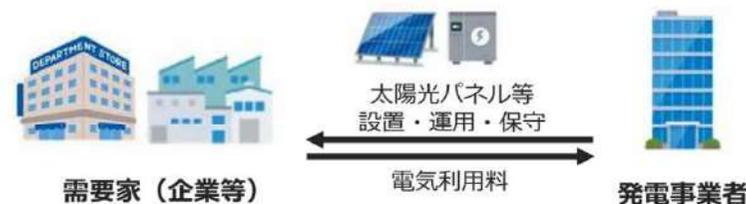
- ①業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う（補助）
- ②ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う（委託）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態
    - ①間接補助事業（太陽光発電設備 定額：4～5万円/kW（※）、蓄電池 定額：5.5万円/kWh（家庭用）又は7万円/kWh（業務・産業用）（上限1.5億円）
    - ②委託事業 ※ 戸建住宅は、蓄電池とセット導入の場合に限り7万円/kW（PPA又はリース導入に限る。）
  - 委託先及び補助対象 民間事業者・団体
  - 実施期間 令和3年度～令和6年度
- \* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。  
\* EV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

## 4. 事業イメージ

オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



太陽光発電設備の補助額（業務用施設・産業用施設・集合住宅の場合）

	蓄電池無し			蓄電池有り		
	PPA	リース	購入	PPA	リース	購入
4万円 /kW	○	○	○			○
5万円 /kW				○	○	

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの有効活用に向けて、新たな手法による再エネ導入と価格低減促進を図ります。

## 1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電等の再エネ導入とその価格低減促進を図る。
- 本事業で得られた実施手法や施工方法等の知見を取りまとめて公表し、横展開を図る。

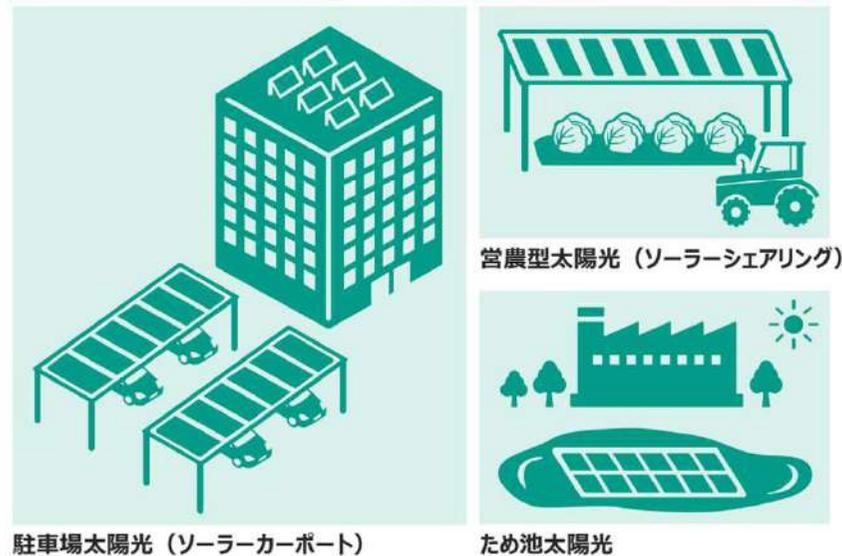
## 2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**  
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**  
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/3）**  
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3）**  
再エネ熱利用や自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ発電（太陽光除く）について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う。
- ⑤未利用熱・廃熱利用等の価格低減促進事業（補助率1/2、1/3）**  
未利用熱利用・廃熱利用・燃料転換により熱利用の脱炭素化を図る取組について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入支援を行う（燃料転換は新増設に限る）。
- ⑥新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**  
①～⑤の再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を取りまとめ公表し、横展開を図る。

## 3. 事業スキーム

- **事業形態** ①～⑤：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）  
⑥：委託事業
- **委託先及び補助対象** 民間事業者・団体等
- **実施期間** ①④⑥ 令和3年度～令和6年度  
②③⑤ 令和4年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



**※コスト要件**  
①②④：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。  
④⑤：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5)– 1 データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



## データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予測される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月25日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

### 2. 事業内容

#### ① 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

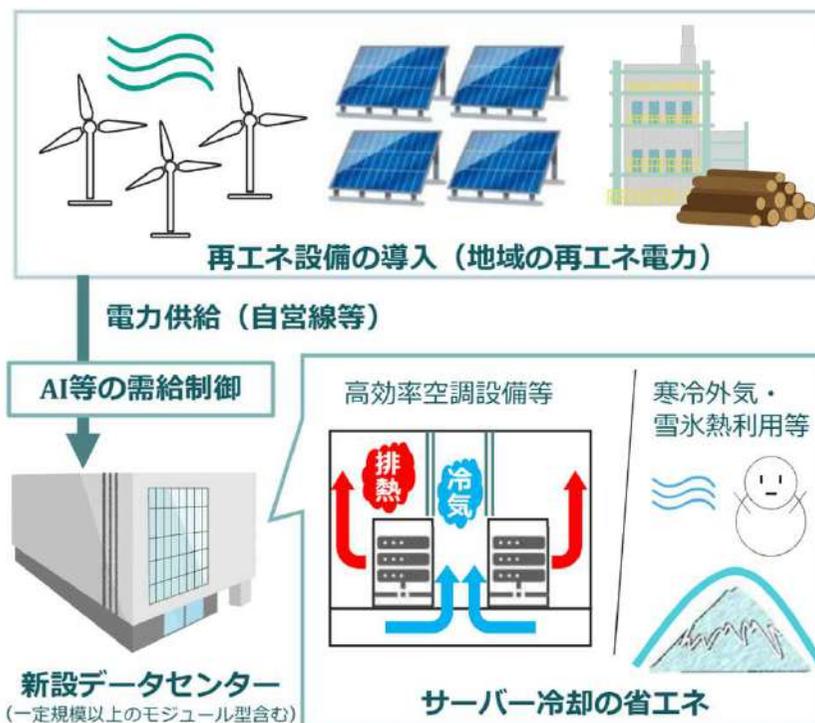
2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけでなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助事業（補助率1/2）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 地球環境局地球温暖化対策事業室:0570-028-341

# PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5)–2データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2年12月25日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

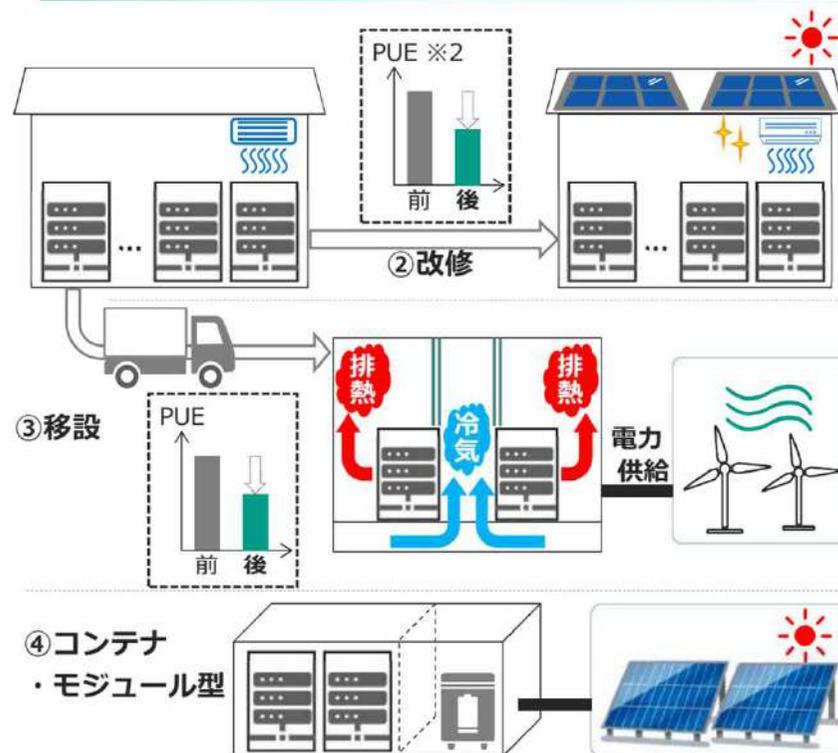
## 2. 事業内容

- ②既存データセンターの再エネ導入等による省CO<sub>2</sub>改修促進事業  
既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。
- ③省CO<sub>2</sub>型データセンターへのサーバー等移設促進事業  
省CO<sub>2</sub>性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再エネ活用等により省CO<sub>2</sub>性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。
- ④地域再エネの効率的活用 に資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業  
省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。
- ⑤再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業  
再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ②～④間接補助事業（補助率1/2） ⑤委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



※2 Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# PPA活用等による地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

## 1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくにあたっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

## 2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

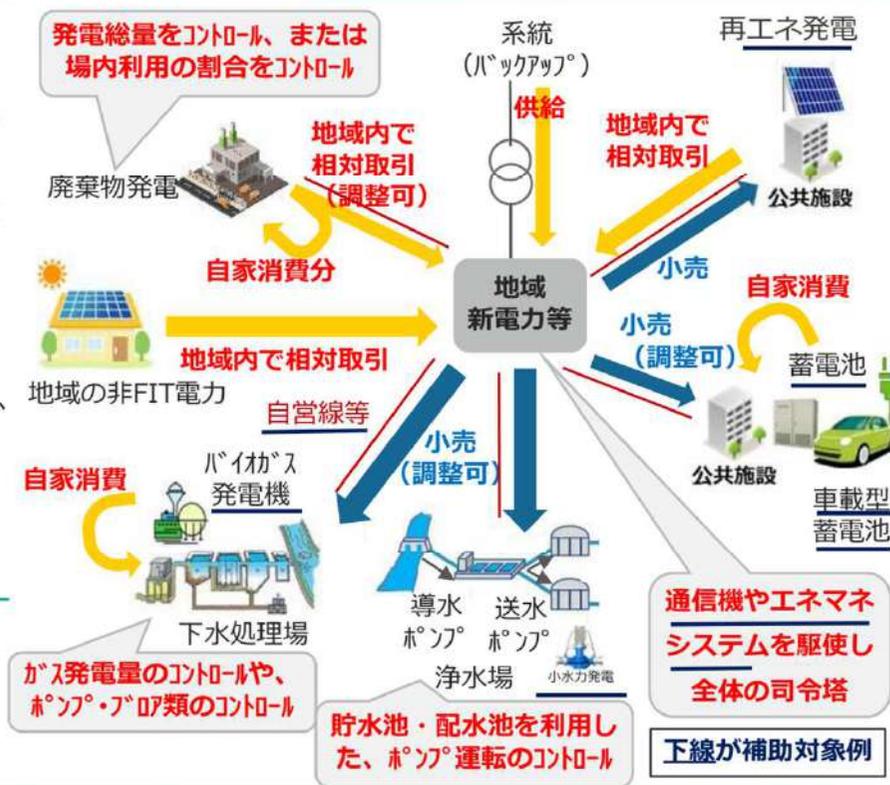
具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和4年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 2 / 3 ※）（※一部上限あり）
- 委託・補助先 地方自治体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 個別支援メニュー

## EV/カーシェアリング

# 再エネ×電動車の同時導入による脱炭素型カーシェア・防災拠点化促進事業



【令和3年度補正予算額 1,000百万円】



地方公共団体の公用車や民間社用車に「再エネ×電動車」カーシェアを導入し、地域住民とのシェアリングやレジリエンス強化も同時に促進します。

## 1. 事業目的

- 公用車/社用車等を率先して再エネ設備導入とセットで電動化することで、移動の脱炭素化を図るとともに、地域住民の足として利用可能なシェアリングを実施する。特に若年層の電動車利用も働きかけていく。
- 電動車は再エネ設備の発電電力量の需給調整としての機能などの「動く蓄電池」としての活用も期待され、災害時の非常用電源としての役割が期待される。

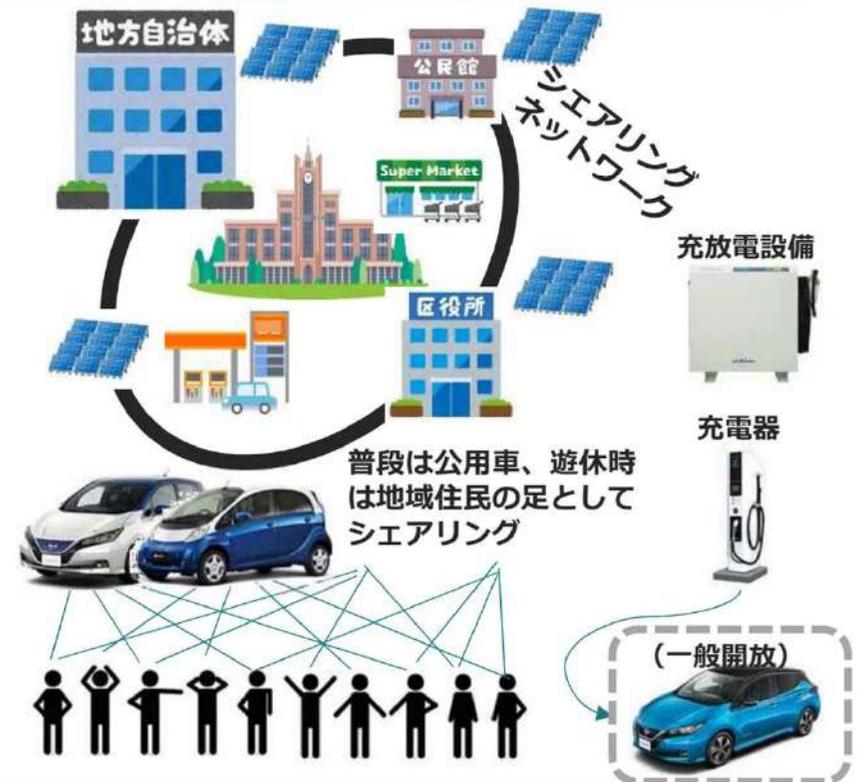
## 2. 事業内容

- 本事業は、地方公共団体及び民間事業者・団体が、再生可能エネルギー発電設備と電気自動車等を同時購入し、地域住民向けにシェアリングする取組を支援する。
- また、本事業の補助対象者は自治体・民間企業の施設を災害拠点化※し、地域のレジリエンス強化へ貢献する。そのため、充放電設備/外部給電器の導入についても同時に支援する。
- ※ 民間事業者が車両保有者となる場合は自治体と災害時活用の協定を締結。
- 充電器についてもオプションにて導入を支援する。ただし、導入した場合は地域住民がアクセスしやすい充電インフラとして開放し、地域の充電インフラ拡充へ貢献することとする。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2、1/3、定額 ※一部上限あり)
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和3年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先：水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303



配送需要増加、防災性向上、地域資源である再エネ有効活用等の課題を同時解決する地域貢献型脱炭素物流モデルの構築を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ 中小型トラック等地域の足であるモビリティ等、各用途に応じた車種に対してバッテリー交換式EV化開発/実証支援を行い、地域の脱炭素化×防災モデルの構築を目指す。
- ・ 地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素型物流モデル構築と物流拠点等の防災拠点化の同時実現を図るとともに、地域エネルギーのストレージインフラとしてバッテリーステーションを活用することで、モビリティ×エネルギーのセクターカップリング型ビジネスモデルの構築を目指す。
- ・ 新型コロナウイルスの影響により需要増大が見込まれる宅配分野における脱炭素化を加速させる。

## 2. 事業内容

### ①バッテリー交換式EV開発及び再エネ活用の組み合わせによるセクターカップリング実証事業・・・委託

バッテリー交換式EVの特性を活かせるユースケース毎（中小型トラック等）に開発支援及び実証事業を実施。

### ②バッテリー交換式EV×再エネ活用セクターカップリング型ビジネスモデル検討（マスタープラン策定）事業・・・補助（補助率3/4）

バッテリー交換式EVを活用し、再エネを活用したセクターカップリング型ビジネスモデルの検討（マスタープラン策定）を支援。

### ③地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業・・・補助（補助率1/2）

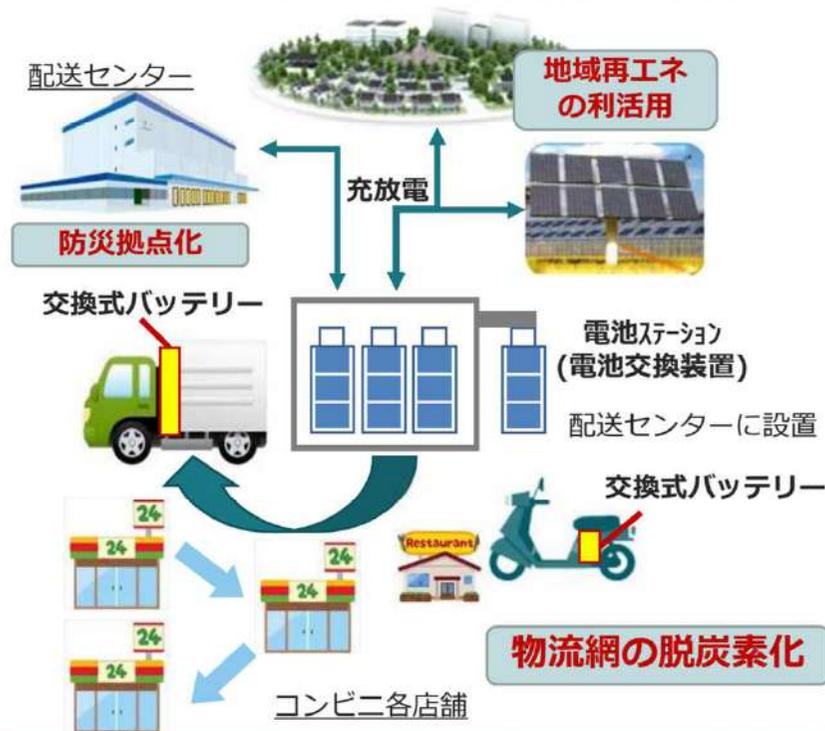
荷物宅配やフードデリバリー等のラストワンマイル配送等において、バッテリー交換式EVを導入し、再エネを活用しながら物流・配送拠点等をバッテリーステーション化し、地域の脱炭素化と防災性向上に資する新たな物流モデルの構築を支援。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①委託、②③間接補助事業（3/4、1/2）
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体（③については地域防災計画又は地方公共団体との防災に関する協定等必須）
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ

### 【地域貢献型脱炭素物流モデル構築支援事業】



# 今後の方向性（環境省）

地域脱炭素の先行地域拡大、個別の先進的事業支援を軸にして引き続き予算規模の拡大が見込まれる。

- PPAや自家消費モデルの再生可能エネルギー導入に対して引き続きまとまった補助金メニューが続く。令和5年度～7年度目標の事業が多数見られる。
- ZEH/ZEB関連の予算も20億円～100億円以上のメニューが複数継続または増額の傾向にある。
- いずれ炭素税が導入されれば1兆円単位の予算確保か。

# 今後の方向性（経済産業省）

**FIT制度は縮小されFIPもまともに支援策として機能しない可能性が高く、エネルギー政策や予算措置は迷走が続くか**

- FIT/FIPを盾にして、Non-FITや自家消費の再エネ導入支援は環境省に押しつけていく姿勢が見える。
- 太陽電池や洋上風力の技術開発、地域マイクログリッドの実証、アグリゲーションビジネスの実証などは予算投入。
- ZEB/ZEHの実証やEVの普及などは引き続き推進か。経産省は実証、導入は環境省という棲み分けが見られている。

# 今後の方向性（農林水産省）

みどりの食料システム戦略を推進し、農山漁村における再生可能エネルギーの導入と脱炭素化に向けた取組に期待。

- 農林漁業の化石燃料依存が重要課題となり、トラクターなどの電化が進む中で電力需要の増大が見込まれる。
- 国内の再生可能エネルギーのポテンシャルは多くが農山漁村にあることから、そこに焦点があたれば今後の支援事業拡大も見据えられる。
- 重油消費が大きい温室関連の予算も今後増えてくるか。